

# 第6章 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

## 第1節 生物多様性国家戦略及び生物多様性条約COP10

### 1 生物多様性国家戦略

「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の確保に係る施策の総合的かつ計画的な推

進を図ります。

### 2 生物多様性条約COP10に向けた取組

2010年（平成22年）に開催が予定されている生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）及び同条約カルタヘナ議定書第5回締約国会議の日本招致に向け、生物多様性そのものや条約につい

での国民への周知や、生物多様性総合評価などの積極的な取組を行うとともに、条約の主要議題等に関する国際的議論に貢献します。

### 3 生物多様性総合評価

「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という、生物多様性の2010年目標の達成に貢献するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も含めた生物多様性の総合評価を行い、我が国の

生物多様性の全体像を把握します。また、優先的に保全・回復すべき地域での取組を進展させるため、生物多様性の危機の地図化や、保全上重要な地域の選定作業を開始します。

### 4 自然環境調査

第7回自然環境保全基礎調査（平成17～21年度）の一環として、「植生調査」、「特定哺乳類生息状況調査」等を実施します。「植生調査」では、自然環境の基本情報である縮尺2万5千分の1植生図をGISデータとして整備していきます。「特定哺乳類生息状況調査」では、農林水産業や生態系に大きな影響を及ぼすクマ、シカ等を対象として、モデル地域における現地調査による生息密度等の把握、全国的な生息情報及び生息環境情報の収集整理により、全国的な個体数の推定、分布動向の把握等を行います。

全国の生態系の変化状況を把握するため、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（以下「モニタリングサイト1000」という。）により、森林、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（砂浜、干潟、磯、藻場、アマモ場及びサンゴ礁）、小島嶼の各生態系タイプに設置した合計約1000

か所の調査サイトにおいて、生態系タイプ毎に決めた調査項目及び調査手法により本格的調査を実施します。また、地球温暖化の影響を受けやすい高山帯にも新たに調査サイトを設けます。

さらに、地球温暖化の影響を受けやすい身近な自然事象（昆虫の分布や植物の開花など）についても、市民参加による情報収集を行い、過去の調査結果と比較分析しその結果を分かりやすく情報発信することで、地球温暖化を身近な問題として捉えてもらい、二酸化炭素排出削減行動に結び付けていきます。

加えて、海洋基本法の制定を受け、主に我が国の200海里域内を対象として、海洋の生物多様性に関する広域的なデータを収集整理し、GISデータとして統合・解析を行い、生物多様性保全上重要な海域・海洋生物を特定した「海洋自然環境情報図」の作成に着手します。

## 第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組

「生物多様性」の国民の認知度は低い状況ですが、自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも一般の人々が暮らしの中で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。

このため、2010年の我が国でのCOP10開催に向けて「いきものにぎわいプロジェクト」を実施します。このプロジェクトでは、生物多様性の重要性を分かりやすく伝えることや、官民のパート

ナーシップにより国内各層の取組を推進します。また、国だけでなく、地方公共団体、企業を始めとする事業者、NGO、国民など多様な主体がそれぞれの行動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を内部化したり、これらの主体が連携して活動できるようにしたりする仕組みづくりや、国民が自ら体験・参画することによって実感できる機会づくりも行います。

## 第3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組

### 1 里地里山の保全

文化財保護法（昭和25年法律第254号）に基づく文化的景観については、引き続き、地方公共団体の申出のあったものの中から特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定するとともに、地方公共団体が行う保存・活用事業を推進します。

里地里山の保全再生に向けた多様な主体の取組を更に全国へと展開していくために、生物多様性などのさまざまな観点から将来に引き継ぎたい重要な里地里山を選定します。これに加えて、里地里山の新たな利活用の方策を具体的な地域での試行的な取組を通じて検討するとともに、都市住民など多様な主体が共有の資源として管理し、持続的に利用する枠組みを構築します。また、平成19年度から引き続きで、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、活動場所と専門家の紹介等を行います。

さらに、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進します。また、上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施するなど、活動に対する支援面でも取組を進めます。

国立・国定公園においては、土地所有者の高齢化等により管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地方公共団体、NPO等と土地所有者等との風景地保護協定の締結を推進します。また、特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開するなどの取組を推進します。里山林では、NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を活用した国民参加の森林づくりを推進します。

### 2 鳥獣の保護管理の推進

#### (1) 鳥獣保護事業と鳥獣に関する調査研究の推進

国指定鳥獣保護区においては、保護管理方針を示すマスタープランを策定し、管理の充実に努めます。各都道府県においては、鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための

捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進します。当該計画の推進に当たっては、人と鳥獣との共存の確保及び生物多様性の保全を踏まえて鳥獣を適切に保護管理することを基本とします。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類

観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を引き続き実施します。全国的・広域的な観点から保護管理の方向付けを行う必要性の高い鳥獣について、保護管理のための指針作りを推進します。

また、野生生物保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間行事の一環として「全国野鳥保護のつどい」を東京都内で実施するほか、小中学校及び高等学校等を対象とした「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催します。

## (2) 適正な狩猟の推進と農林漁業被害の防止対策

平成18年度に改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）等に基づく円滑な鳥獣保護管理及び第10次鳥獣保護事業計画が適切に実施されるよう、関係者に対する普及啓発を行うとともに、地方公共団体及び関係団体との連携・協力を進めていきます。

狩猟による事故防止、違法行為の防止の徹底等適正な狩猟を確保するための関係者への指導を行うとともに、狩猟鳥獣の種類の見直しに必要な調査・検討を進めます。

環境省、農林水産省、林野庁が連携し、鳥獣被害対策等を推進するため全国や地方ブロックごとの連絡会議等を引き続き実施します。また、特定鳥獣保護管理計画等による適切な鳥獣の保護管理を推進するとともに、農林水産業等に被害を与えている鳥獣や、地域的に孤立している個体群の広域的な保護管理のための指針を関係都道府県等と検討します。

近年アザラシ類による漁業被害が深刻化していることから、適切な保護管理対策に資するため、被害状況の把握・分析を行い、効果的な被害防止対策について検討します。

さらに、鳥獣保護管理の人材育成及び確保のために、専門的知識や技術等を有する人材を登録により確保する仕組みづくりや、鳥獣保護管理の中核的な担い手を育成し、将来にわたる鳥獣管理体制の構築を図るため「鳥獣保護管理に係る人材育

成事業」を実施します。また、都道府県の特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理実施状況を引き続き調査・分析するほか、特定鳥獣保護管理計画の目的推進のため、モニタリング手法等に関する調査を実施します。このほか、適切な特定鳥獣保護管理計画の策定等に資するため、農業被害等をもたらす主な野生鳥獣の生息動向の把握や、生息数の推定方法の検討などを行う調査研究を実施します。

また、野生鳥獣を誘引しにくい営農管理技術の開発等の試験研究、侵入防止柵等の被害防止施設の整備、効果的な被害防止システムの整備、有害獣捕獲のための体制整備等を推進し、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を図る事業等を実施します。さらに、生態に悪影響を及ぼすことなく、トドによる被害を防ぐための対策として、被害を受ける漁具の強度強化等を引き続き促進します。

## (3) 国指定鳥獣保護区における渡り鳥の保護対策

渡り鳥の保護対策としては、出水平野に集中的に飛来するナベヅル及びマナヅルについて、その生息環境を改善し、越冬地を分散するために、遊休地の確保等の事業を引き続き実施します。また、我が国有数の渡り鳥の渡来地の一つである谷津干潟において、生息環境の調査等の事業を実施します。

## (4) 鳥類の鉛中毒事故の防止対策

地域を指定しての鉛弾の使用禁止及び無毒の代替弾への切り替え等の措置を引き続き推進するとともに、指定猟法禁止区域について新たな指定を促進します。

## (5) 鳥インフルエンザの感染症対策の推進

渡り鳥を含む野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査や渡り鳥の移動経路等に関する調査及び渡り鳥の飛来状況調査を継続して実施し、国民に情報提供を行います。

## 3 野生動植物の捕獲・譲渡等の規制、生息・生育環境の整備等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存

法」という。）に基づき、希少野生動植物種を指定し、個体の捕獲・譲渡し等の規制、器官・加工

品の譲渡し等の規制を引き続き実施していくとともに、国内希少野生動植物種については、生息・生育状況を把握するための現状調査や、生息地等保護区の指定を推進し、生息・生育環境の保護管理を行います。また、保護増殖事業については、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に従い、ツシマヤマネコ、アホウドリ、タンチョウ、ミヤコタナゴ等の生息環境の改善・整備や繁殖の促進のための事業を推進するとともに、国内希少野生動植物種に指定された種で保護増殖事業が必要な種について、順次、保護増殖事業計画を策定します。

さらに、野生生物保護センター等において絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖事業等を推進します。この中で佐渡島においては、トキの野生復帰に向けて野生復帰ステーションでの順化訓練に取り組み、試験放鳥に着手するとともに、環境省、農林水産省、国土交通省の連携調査結果を踏まえ、餌資源の確保や営巣木、ねぐら木になる松林の保全を進めます。豊岡市においては、引き続き、コウノトリの試験放鳥を継続するとともに生息環境の整備を実施していきます。

#### 4 外来種等への対応

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物の飼養規制等を継続するとともに、生態系、農林水産業等への影響が現に生じている地域における防除を進めます。さらに、効果的な防除手法の検討等を引き続き進めるとともに、外

来種についての普及啓発を引き続き推進します。遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物の多様性の確保を図るとともに、環境中での使用について承認された遺伝子組換え生物等に関する情報の提供などを進めます。

### 第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

#### 1 生態系ネットワークの形成と自然再生の推進

##### (1) 生態系ネットワークの形成

国土形成計画の策定等を通じ、全国レベル及び広域圏レベルの生態系ネットワーク形成の推進に向けて引き続き関係各省庁で連携を図り、検討を進めます。

国有林においては、野生生物の種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定と整備を引き続き推進し、より広範で効果的な森林生態系の保全を推進します。

##### (2) 自然再生の推進

自然再生推進法については、施行後5年を経過した時点において、各地域における事業実施状況や新たな課題などを検証し、これらの検証結果に基づき必要な措置を講ずることとしています。また、同法に基づく自然再生基本方針については、

自然再生事業の進捗状況などを踏まえて、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしています。

また、自然再生推進法の円滑な運用を図るため、民間からの相談に適切に対応するための基本的情報基盤の整備、地域における専門家ネットワークの形成及び自然再生に関する情報の収集・提供、地域特性に応じた再生手法の検討・情報交換を行うワークショップ等の開催などにより、地域の自主的な自然再生の取組が継続されるような体制づくりを推進します。

自然再生事業については、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを目的とし、河川・湿原・干潟・藻場・里山・森林など様々な環境を対象に全国で取り組まれるよう、関係省庁と連携し着実に推進します。併せて、自然再生を通じた自然環境学習の推進を図ります。

## 2 重要地域の保全

### (1) 自然環境保全地域

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適正な保全を図るため、引き続き現況の把握やモニタリングを行います。

### (2) 自然公園

#### ア 自然公園の指定、公園区域及び公園計画の見直し

社会条件等の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行います。また、全般的な見直しを終了した公園については、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画の点検を行います。国定公園については、都道府県から申出のある地域について検討を行い、見直し等の作業を進めます。

また、自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の指定状況について全国的な見直しの作業を進めます。

#### イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理計画の策定を推進し、**自然公園法**に基づく許可、認可等の適正な運用を図ります。また、NPO等と連携し、地域密着型の公園管理を行う**公園管理団体**の指定、**風景地保護協定**の締結等を推進し、管理体制の強化を推進します。

グリーンワーカー事業では、登山道の補修や清掃作業、サンゴ礁の保護対策、外来生物の駆除、湿地等の植生保全、**里地里山**の維持管理などを引き続き推進します。

また、専門的な知識を持ったアクティブ・レンジャーを全国に配置して、現場管理の充実に努めます。

#### ウ 自然公園における環境保全対策

自然公園等において、太陽光パネルなど自然エネルギーを利用した地球環境にやさしい施設の整備を推進します。

また、荒廃した登山道、周辺の植生の復元のための施設の整備及びシカの食害等から貴重な植生を保護するための対策を推進します。釧路湿原、サロベツ原野等においては、自然再生の取組を引き続き推進します。

国立公園の集団施設地区等については、関係道県及び市町村の協力の下に清掃活動を実施します。また、「自然公園クリーンデー」における各

種行事の実施等、美化思想の普及に努めます。

また、国立公園等の山岳地域等における環境浄化及び安全対策を図るため、山小屋事業者等によるし尿・排水処理施設等の整備の経費の一部を補助し、自然環境の保全と利用環境の改善を推進します。

優れた自然環境を保全していくため、引き続き民有地買上げの推進を図ります。

### (3) 鳥獣保護区、生息地等保護区

**鳥獣保護法**に基づき、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要な区域について、国指定鳥獣保護区に指定し、保護を図ります。また、種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域である生息地等保護区の指定を進め、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ります。国指定鳥獣保護区の管理については、指定計画書に定められた保護管理の指針に基づいた具体的な管理計画としてのマスタープランの策定、モニタリング等のための管理員の配置等を行い、また、必要に応じて、保護区内の管理、野生鳥獣に関する環境学習等のための施設の整備を行います。さらに、鳥獣の生息環境が悪化しつつある国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため浜頓別クッチャロ湖（北海道）、宮島沼（北海道）、片野鴨池（石川県）、漫湖（沖縄県）において、引き続き保全事業を実施します。

### (4) 名勝（自然的なもの）、天然記念物

日本の動植物種及び生態系を中心とした日本を代表する自然を保全するため、名勝（自然的なもの）、天然記念物の指定、重要文化的景観の選定を行います。また、保存・活用に関する補助制度や現状変更等の許可制度などを活用した文化財の保存を実施します。

### (5) 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行います。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な

役割を果たしている森林については「森林と人との共生林」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行います。特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全・管理が必要な森林については、保護林として積極的に指定するなどその拡充を図るとともに、保護林の状況をモニタリング調査等を通じて把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずることによる適切な保全・管理を推進します。

### 3 森林・農地

#### (1) 森林

森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林の区分である「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに多様な森林づくりを推進するとともに、自然環境の保全など森林の公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図ります。また、森林での様々な体験活動を通じて森林の持つ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進します。

治山事業においては、豊かな環境づくりに配慮し、荒廃山地の復旧整備、機能の低い森林の整備等を計画的に推進するとともに、事業の実施に当たっては周辺の生態系に配慮します。また、特に自然環境の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及等を図る森林土木効率化等技術開発モデル事業を実施します。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林被害に対する各種防除措置の総合的な実施や、森林保全推進員による森林パトロールの実施、啓発活動等を推進します。

保安全管理水準の維持・向上を図るべき森林については、森林保全推進員等による森林パトロール等の保安全管理活動、防火林道等の整備及び「全国山火事予防運動」等の啓発活動を推進します。

国民参加の森林づくりについては、森林ボランティア活動等広範な取組を推進します。

国有林野においては、下層植生や動物層、表土の保全等森林生態系全般に着目し、育成複層林・天然生林施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等

#### (6) 景観の保全

良好な河川、海岸、砂防等の景観の形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取組を推進します。

#### (7) ナショナル・トラスト活動

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等の施策を講じます。

を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進します。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進します。

#### (2) 農地

土地改良事業を始めとする農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施します。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進します。また、農村地域の生物やその生息環境の情報を調査・地理情報化し、農村地域の多様な生物の生息環境を総合的に向上させる技術を構築する等、生物多様性を確保するための手法の開発を進めます。さらに、絶滅が危惧される種を「保全指標種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた事業を実施し、生物多様性に対応した基盤整備の推進を図ります。

農林水産省と環境省が連携・協力して、水田周辺水域（農業用水路等）の生態系の現状把握を行うため「田んぼの生きもの調査」を引き続き実施するとともに、河川から水田、水路、ため池、集落等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」を整備します。農村地域の自然再生活動については、「田園自然再生活動コンクール」のほか、活動上の新たな課題に対する技術的支援を実施します。棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進するほか、農村景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、

地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行います。

田園自然再生関連対策として、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めるとともに、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施します。また、農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、地域の実情に応じ、特定環境保全公共下水道等の整備を進めます。

また、農業環境規範の普及・定着など環境と調和の取れた農業生産活動を推進するとともに、農

業の多面的機能の基礎である農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動と先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援します。

家畜排せつ物については、家畜排せつ物法に基づき適正な管理を確保するとともに、地域におけるバイオマスの有効利用や、環境負荷の低減並びに有機性資源の循環利用の促進を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備に関する事業を推進するとともに、金融・税制上の特例措置等を引き続き講じます。また、未利用資源の利用の促進を図るため、飼料化施設等の整備の推進を図ります。また、都市部の農地においては、都市住民への農産物の供給や都市住民の交流の場としての活用を図るため、簡易な基盤整備や市民農園の整備等を推進します。

## 4 都市緑地等

### (1) 都市公園の整備等

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、「都市公園整備事業」の推進を図ります。国営公園については、全国17か所において整備を推進します。埋立造成地等における自然的環境の再生や多様な生物の生息生育基盤の確保など環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う「自然再生緑地整備事業」等、各種施策に応じた都市公園等の整備を推進します。また、緑の基本計画や景観計画に基づき、水と緑のネットワーク形成を推進するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を総合的に支援する「緑地環境整備総合支援事業」を実施します。また、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出するため、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして樹林帯を形成し、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出に寄与します。

### (2) 緑地保全等の推進

都市における緑地を保全するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を推進します。

また、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定された近郊

緑地保全区域内において、近郊緑地特別保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体及び緑地管理機構による土地の買入れ等を推進します。

さらに、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進します。

### (3) 国民公園及び戦没者墓苑

国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑を広く国民の利用に供するため、引き続き施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行います。

### (4) 道路緑化

CO<sub>2</sub>の吸収により地球温暖化を防止する等環境負荷を低減するとともに、良好な景観を形成するため、引き続き道路緑化を推進します。

### (5) 緑化推進運動への取組

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図ります。都市緑化の推進に当たっては、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、その普及啓発に係る各種活動を実施するほか、緑の相談所（都市緑化植物

園)、都市緑化基金の拡充強化等、運動の一層の展開と定着化を図ります。

### (6) 下水道における高度処理等の推進

湖沼や閉鎖性海域の富栄養化防止などに資する高度処理を進めるとともに、雨水渠等の施設空間

や処理水の再利用による水辺空間の保全・創出することにより、都市における生物の棲み場を提供します。さらに、雨水の再利用、雨水の貯留浸透なども含め、広域的な視点から健全な水循環系の構築に向けた事業を推進します。

## 5 河川・湿原等

### (1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施します。また、自然環境に配慮した河川管理の取組として、自然共生研究センター等において、河川湖沼の自然環境保全・復元のための研究を実施します。

河川環境管理基本計画の策定を推進し、自然環境の保全に配慮するとともに、地域住民と連携しながら、生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や湿地・干潟などの再生を進めていきます。良好な潤いのある水辺空間の保全及び形成等を図る「水系環境整備事業」等を実施します。河川整備に当たっては、必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生物の良好な生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出する「多自然川づくり」、河川横断施設とその周辺の改良、魚道の設置等により魚類の遡上環境の改善を行う「魚がのぼりやすい川づくり」を実施します。また、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を明確にして、事業を実施します。

都市再生本部において、第三次決定プロジェクトに位置付けられた「水循環系の再生」については、河川の再生（河岸の再自然化、河畔林の整備、水質の改善等）、市街地の雨水貯留・浸透機能の回復等、各領域の施策を総合的に推進します。

また、水系を全体的に捉え、河川とダムの連携を図りつつ河川環境の保全を目的とする「水系環境整備事業」を実施し、ダム貯水池においても湖岸の整備や緑化対策等によってダム湖の活用や親水性の向上を図ります。

### (2) 砂防設備周辺等

土砂災害の防止の実施に当たり、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流・里山の環境等を保

全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などにより、里地里山などの多様な自然共生型の砂防事業を推進します。また、土砂災害の防止と併せて、優れた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」を活用し、自然環境との調和を図った緑と水辺の空間等の生活環境の整備、景観・親水性の向上や生態系の回復等を図った良好な溪流環境の再生、歴史的価値を有する砂防設備を活用した周辺環境整備など、個々の溪流の特色を生かした砂防事業を展開します。

がけ崩れ対策においては、貴重な緑の空間である斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存樹木を活用した緑の斜面工法による斜面整備及び崩壊土砂を捕捉する緩衝樹林帯整備を推進します。

### (3) 湿地の保全・再生

渡り鳥の集団渡来地など鳥獣の保護上重要な湿地については、国指定鳥獣保護区への指定等を進めます。さらに、国際的に重要な湿地については、引き続きラムサール条約湿地への登録を進めるとともに、その保全と賢明な利用に向けた取組を推進します。

### (4) 山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進

我が国は、地形、地質的な特徴から土砂移動量が多いが、これらの土砂移動が、上流から下流への土砂移動の分断などにより量又は質の面で妨げられ、河川・溪流などの河床や海岸線が大きく変化するなど、河川・海岸環境の変化を生じさせているところが見受けられます。具体的には、河川、溪流における土砂移動、河川からの土砂供給、沿岸域の漂砂、浚渫土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関などの連携による



山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の

取組を推進します。

## 6 沿岸・海洋域

### (1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき、海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に関する施策を推進します。特に、干潟、藻場、サンゴ礁などの生物多様性の保全上重要な海域については、関係機関との調整も踏まえ、必要に応じて国立公園などの保護区の充実を図ります。

また、海洋の生物多様性に関する基礎的データの収集・整備のより一層の充実を図るとともに、保全施策の立案及び実施のため、各種調査により得られた情報を収集・整理して取りまとめた海洋自然環境情報図の作成に着手します。

全国の藻場の生物相を把握するために実施してきた浅海域生態系調査の結果を取りまとめるとともに、モニタリングサイト1000等において砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁等の調査を引き続き実施します。

2008年（平成20年）の国際サンゴ礁年を記念して、平成20年6月に東京において、記念イベントを開催します。また、サンゴ礁保全の総合的な取組を推進するためサンゴ礁保全行動計画の策定に着手します。

沖縄県では、降雨による大規模な赤土等の流出がサンゴ礁等の生態系等に悪影響を与えていることから、赤土等の発生源での流出を防止するための調査や対策の普及・啓発事業を推進します。

### (2) 水産資源の保護管理の推進

漁業法及び水産資源保護法に基づき、採捕制限等の規制を行います。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、漁獲可能量や漁獲努力可能量の管理を行うほか、①保護水面の指定、管理等、②「資源回復計画」の推進、③外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、④ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、⑤ウミガメ（ヒメウミガメ等）、鯨類（シロナガスクジラ等）及びジュゴンの原則採捕禁止等、⑥減少の著しい水生生物に関するデータブックの掲載種に係る現地調査及び保護手法の検討、⑦サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実

施促進等を行います。

### (3) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

海水交換機能を有する防波堤、水産動植物の生息・繁殖が可能な防波堤等の整備及び砂浜の再生に資する漁港の整備など、自然調和・活用型の漁港漁場づくりを積極的に展開します。また、干潟の生産力を改善する技術やサンゴを増殖する技術を開発し、ガイドラインに取りまとめ普及します。さらに、講演会や技術サポートを通じ、磯焼け対策の普及・啓発に取り組みます。

港湾においては、港湾の開発・利用と環境の保全・再生・創出を車の両輪として捉えた「港湾行政のグリーン化」を図ります。汚泥その他公害の原因となる物質の除去、覆砂による水質・底質の改善に取り組みます。また、港湾整備により発生するしゅんせつ土砂等を活用して、多様な生物の生息地である干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出を計画的に行います。これらの実施に当たっては、自然環境の不確実性等を考慮し、事業着手後においても状況を継続的にモニタリングして、その結果を計画等に反映させる順応的管理手法の導入を図ります。さらに、東京港中央防波堤内側、大阪湾堺臨海部、同尼崎臨港部における大規模緑地の創出を推進します。また、海洋環境整備船による浮遊ゴミや油の回収を行うほか、景観に悪影響を及ぼす放置艇の解消を図るため、船舶等の放置等禁止区域の指定により規制措置の強化に取り組むとともに、既存の静穏水域等を活用した簡易な係留・保管施設（ポートパーク）等の整備を推進します。加えて、海辺の自然環境をいかして自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」等の取組を推進します。

### (4) 海岸における環境の整備

砂浜の保全・復元により生物の生育・生息地を確保しつつ、景観上も優れた人と海の自然のふれあいの場を整備する「海岸環境整備事業」を実施します。また、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働

して、一体的・効率的に処理を行うこと等ができ

るよう制度を拡充します。

## 第5節 地球規模の視点を持って行動する取組

「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、引き続き**生物の多様性に関する条約**（以下「**生物多様性条約**」という。）の国内外での実施促進を図ります。

生物多様性条約のバイオセーフティに関する**カルタヘナ議定書**については、**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律**に基づき、関係省庁とともに遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、国際的に協力して生物の多様性の確保を図っていきます。

**ワシントン条約**については、締約国間の適切な条約運用に向けての取組とともに、**種の保存法**の適切な運用等により、関係省庁間の協力の下に国内におけるより効果的な条約の履行体制の強化を図っていきます。

**ラムサール条約**については、アジア地域の重要な湿地の保全のため、引き続きアジア諸国の加盟及び湿地登録の促進に努めるとともに、湿地管理に関する人材養成や調査研究への協力などアジア地域における協力体制の一層の強化を図ります。

アメリカ、オーストラリア、ロシア、中国及び韓国との二国間の**渡り鳥等保護条約**等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のための共同調査を引き続き推進するとともに、会議の開催等を通じて情報や意見の交換を行います。

平成18年11月に発足した「**東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ**」に基づき、同地域における渡り性水鳥とその生息地の保全に向けた取組を推進します。

トキ保護協力に関する基本的な枠組みである「**日中共同トキ保護計画**」に基づき、双方が進めるトキの野生復帰に係る協力などを積極的に推進します。

平成19年4月に東京で開催された**ICRI**総会における決議を踏まえ、東アジアを中心とした**サンゴ礁保護区**のネットワークづくりに着手します。その一環として平成20年秋頃に「**国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議**」を日本で開催します。

地域での自律的な**里地里山**の保全再生の取組を促進する方策を検討するとともに、世界の自然共生の智慧や伝統等を収集・調査し、日本の取組と合わせて、地球全体での自然共生社会実現のために活用することを「**SATOYAMAイニシアティブ**」として世界に提案します。

**世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約**に基づき世界遺産一覧表に記載された屋久島、白神山地及び知床の世界自然遺産について、管理体制と科学的知見に基づく保全管理の充実を図り、引き続き適正な保全を推進します。

また、平成15年の「**世界遺産候補地に関する検討会**」において知床とともに候補地に選定された「**小笠原諸島**」と「**琉球諸島**（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）」については、世界自然遺産推薦に向けた取組を進めていきます。特に、世界遺産暫定一覧表に記載されている小笠原諸島については、関係省庁・地方公共団体等が連携し、**外来種対策**や**希少種の保全**を一層推進していきます。

## 第6節 自然とのふれあいの推進

### 1 自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

「**みどりの月間**」（4月15日～5月14日）、「**自然に親しむ運動**」（7月21日～8月20日）、「**全国・自然歩道を歩こう月間**」（10月）等を通じて、自

然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施します。また、「**平成20年度自然公園ふれあい全国大会**」は、平成19年に国立公園に単独指定さ

れた尾瀬国立公園（福島県、群馬県、栃木県、新潟県）において8月に開催します。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施するとともに、利用者指導の充実を図ります。また、地方環境事務所等においてパークボランティアの養成及びその活動に対する支援を行います。さらに、自然解説活動における指導者育成のための研修を実施します。

また、関係省庁が連携し実施する、農山漁村での小学生の長期宿泊体験等において、その体制づくりの一環として自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらうなどにより自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供することで、自然と人との共生について子どもた

ちを始め関係者の理解を深める事業を展開します。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林とのふれあいを楽しみながら理解を深める森林ふれあい推進事業等を実施します。また、学校等による体験学習の場として利用できる「遊々の森」や国民が中心となった森林の整備等の活動の場として利用できる「ふれあいの森」等の設定・活用を推進します。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアーやプロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供します。

## 2 利用のための施設の整備

国立・国定公園等において、木材等の自然素材を活用し、自然環境の保全やバリアフリー化にも配慮しつつ、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応え、安全で快適な利用を推進するための施設を計画的に整備します。

### (1) 国立公園の整備

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を国の直轄事業として着実に実施するため、引き続き国立公園の主要な入口における情報提供施設、山岳地域における登山道、集団施設地区の景観形成、国立公園の利用の基幹となる施設整備を行うとともに、優れた自然景観にふれあうための景観歩道、国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るための施設を整備します。

### (2) 国定公園等の整備

国と地方の協力の下、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進するため、地方公共団体の行う国定公園の整備及び長距離自然歩道の整備について自然環境整備交付金事業により支援します。

### (3) 森林の多様な利用の推進

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図る共生保安林整備事業を実施します。また、国民が自然に親しめる森林環境の整備を行う森林空間総合整備事業等を助成します。

また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を推進します。

さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図ります。

国有林野については、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行います。また、体験・学習活動の場としての「遊々の森」の設定・活用を図るとともに、学校、NPO、企業等、多様な主体と連携して森林環境教育を推進します。加えて、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」や、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森づくり」、企業の社会貢献活動としての「法人の森林」のほか、NPO等による協働型の「知床自然の森林づくり」など国民参加の森林づくりを推進します。

### (4) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

(独) 国立青少年教育振興機構の施設整備及び立地条件や各施設の特徴をいかした自然体験活動等の事業の充実を図ります。

### (5) 海岸等のふれあい施設の整備

海と緑の豊かな海岸環境を確保する白砂青松の創出や生物の生息・繁殖場所となる砂浜、干潟等

の保全や創出を行う「エコ・コースト事業」を実施します。また、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を支援するため、「海岸環境整備事業」を拡充します。

### (6) 港湾等のふれあい施設の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教

育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行います。

### (7) 河川等のふれあい施設の整備

河川の高水敷やダム周辺等を公園、緑地、運動場等に利用するための諸施設の整備を「水系環境整備事業」等により行います。水辺プラザや水辺の楽校等の整備により、水辺での活動を促進し、親水レクリエーションの促進を図ります。

## 3 エコツーリズムの推進

エコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づく政府の基本方針を策定し、地域の創意工夫をいかした取組を支援するとともに、

エコツーリズムに関する普及啓発、全国エコツーリズムセミナーの開催によるノウハウ確立、エコインストラクター等の人材育成などを総合的に実施します。

## 4 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図ります。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、

地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図ります。

## 5 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉法の運用に当たり、温泉源の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正かつ効率的な利用の増進を図るため都道府県等に対し適切な助言を行いま

す。また、温泉の公共的利用増進のため、保健、休養等に適した温泉地を国民保養温泉地に指定します。

## 第7節 飼養動物の愛護・管理

動物の愛護及び管理に関する法律の適切かつ着実な運用を図るため、必要となる基準等の改定等を検討します。また、平成18年10月に策定された動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の普及啓発及びフォローアップを実施します。

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、その趣旨にふさわ

しい行事、動物愛護管理功労者の表彰、動物の愛護や適正飼養を啓発するポスターの作成及びそのデザインのコンクール等を動物愛護週間（9月20～26日）に国及び地方公共団体において実施することにより、総合的な普及啓発を図ります。

飼い主や動物取扱業者に対して動物の適正飼養を周知徹底する必要があることから、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識・技能の向上を図

ることを目的とした各種講習会を実施します。また、都道府県等に収容される動物の適正な取扱いを徹底するとともに、譲渡及び返還を積極的に推進します。

マイクロチップ等による個体識別措置の普及啓発を図るため、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術講習会、個体識別デー

タに関するデータベースの運用等を引き続き実施します。

飼養動物の安全と健康の保持を図るため、動物の特性に応じたペットフードの選定及び与え方の留意点、ペットの異常の見分け方や対処方法等に関するガイドラインを作成し、その普及啓発を行います。